

# 特許・情報フェア &コンファレンス 2014 PATENT INFORMATION FAIR & CONFERENCE

## 出展申込書

※必要事項をご記入のうえ、  
下記事務局までお送りください。 **提出用**

●出展会社名 (和文)

(和文)

(英文)

●本社所在地 〒

●代表者名

(記入例:代表取締役社長 特許太郎)

●展示会担当者名

印

●展示会担当者所属部課名

●展示会担当者所在地 〒

TEL

FAX

E-mail

http://

●出展申込小間数 ¥291,600(税込)×[ ]小間 = 円(税込)

●展示方法 [いずれかに○印をご記入下さい] 並列 ブロック(4小間以上)

●企業プレゼンテーション申込数 発表45分 ¥162,000(税込)×[ ]テーマ = 円(税込)

●発表希望時間

[右記に第3希望までご記入下さい。尚、複数テーマをお申込みの場合は、コピーしてテーマ数分を別途お申込み下さい。]

[発表時間]

	10:00~10:45	11:15~12:00	12:30~13:15	13:45~14:30	15:00~15:45	16:15~17:00
11月 5日	A	B	C	D	E	F
11月 6日	G	H	I	J	K	L
11月 7日	M	N	O	P	Q	R

第1希望( )

第2希望( )

第3希望( )

※発表時間は主催者が決定いたします。ご希望にそえない場合もありますのであらかじめご了承ください。

●テーマ(30字内)

●発表内容(100字内)

●主な出展物

招待状

枚希望

ポスター

枚希望

●申込締切日 2014年7月25日[金]

●本申込書の送付先

フジサンケイ ビジネスアイ 営業・事業本部

〒100-8125 東京都千代田区大手町1-7-2 TEL.03-3273-6181 FAX.03-3241-4999

※出展社控を残し提出用をお送りください。

## 1 事務局

ここに定める事務局とは主催者が組織する展示会運営事務局員、またはこの展示会運営のための代理人をさします。

## 2 出展申込

出展申込書(本書)に必要な事項をご記入の上、事務局にお申し込みください。申し込みは、主催者が出展申込書を受取り、記載内容について承認の後、出展社に出展小間料を請求します。なお、事務局は出展社の申込みが適当でないと判断した場合、出展をお断りする場合があります。

●出展申込締め切り

2014年7月25日(金)

## 3 出展料に含まれる費用

- 基準時間内の会場使用料金・照明・空調費
- バックパネル・サイドパネル等の基礎小間工事費
- 共用施設の工事費および維持費
- 広報宣伝費(ポスター・案内状含む/一部有料あり)
- 来場者サービスに関わる費用(会場案内等の製作費)
- 事務局企画運営・安全管理・警備費用

## 4 出展料に含まれない費用

- 出展社の自社小間装飾費・搬入費および運営費
- 一次側幹線・二次側電気工事費および電気使用料
- 臨時電話などの通信回線の架設費と通信料金
- 基準時間外の会場使用料
- 給排水、アース・アンテナ等の工事費と使用料
- 自社出展機器および対人障害などの保険料
- 会場設備・備品および他社展示物の破損・紛失弁償費
- 放置された装飾資材等の残材、ゴミ処分に係る費用
- その他、通常出展料に含まれない費用とみなされるもの

## 5 小間割決定

事務局は出展申込に応じて、小間割図を作成し、予め出展社に通知致します。事務局が運営上もしくは緊急時上必要と認めたものについては、小間の位置を指定する場合があります。

## 6 出展申込後の取り消し

出展申込後、申込小間面積の一部または全部を取り消す場合は、下記の取り消し料を申し受けます。

出展申込受付より2014年7月25日までは、出展料の70%

同年7月26日以降は、出展料の全額

ただし、天変地変等のやむを得ない理由で展示会が開催できない場合は、事務局はすでに受けている出展申込を取り消すことができます。すでに払い込まれた出展料については、必要経費を差し引いた上で、なお余剰金があった場合、これを出展小間面積に按分して出展社に返却致します。

## 7 出展料の支払い

請求書を発送致しますので、開催2ヶ月前までに事務局の指定する口座にお振り込み下さい。振り込み手数料は出展社でご負担下さい。

## 8 出展面積の転貸、売買、譲渡、交換の禁止

出展社または出展申込者は、出展面積の一部あるいは全部を、転貸、売買、譲渡、交換することはできません。また事務局の承認なしに、出展社以外の会社で使用、展示することはできません。

## 9 展示会の運営

事務局は展示会の業務を円滑に実行するために、各規則等の制定、修正を行います。また、この「出展規約」に記載の無い事項について、新たに取り決め、各種の追加や変更を行うことができます。出展社が「出展規約」ならびに展示規則その他出展社マニュアル上での規定等に違反した場合、事務局はその出展社の出展をお断りすることがあります。この場合、その展示スペースは事務局が処分することができ、出展料の扱いについては出展規約(6「出展申込後の取り消し」)に準拠します。

## 10 展示品の管理および免責

展示品の管理は、出展社の責任において行って下さい。事務局は、展示品の損害、盗難、紛失、破損等についての責は負いません。

## 11 保険

出展社は、会場への展示物搬入開始から撤去までの期間、必要と思われるものについて損害保険に加入して下さい。特に小間内の警備・保険に関しては自社で行って下さい。

## 12 補償

出展社およびその代理人が他社の小間、事務局の運営設備または展示会場の設備および人身等に損害を与えた場合はその補償は出展社の責任になります。

## 13 出展搬入・搬出と撤去

展示物等の会場への搬入期間および会場の設営工事期間などの詳細につきましては、説明会にてご案内致します。会期中は事務局の承認無しに、展示物を搬入・搬出・撤去および移動することは出来ません。展示物や小間内の保守および清掃は、出展社の責任において行って下さい。決められた撤去期日までに撤去されない展示品および物品は、出展社の費用および危険負担で事務局が撤去します。

## 14 展示会の中止など

万一、天災その他不測の事態により本展示会の開催が困難な状況が発生した場合は、主催者の判断によって会期等の変更または中止をすることがあります。主催者はこれにより生ずる損害、費用の増加、その他の責任については一切負わないものとします。

## 15 契約の解除

主催者は出展申込者が次のいづれかに該当するときは、事前の催告なく本出展契約を解除することができるものとします。

- 出展料の全部または一部を支払わない場合。
- 手形、小切手の不渡りを出し、銀行取引停止処分を受けたとき。
- 仮差押、仮処分、強制執行、競売、特別清算、破産、民事再生、会社更生、その他これに類する申立てがあった場合。
- 暴力団、暴力団関係団体もしくはその関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき、またはこれらの反社会的勢力を利用していることが判明したとき。

## 16 出展規約と展示規則の承認

すべての出展社あるいは代理社は、「出展規約」および事務局が制定する上記展示規則を承認したものと致します。事務局と出展社、来場者、関係者との間で解決されない事項が発生した場合は、裁判所に裁定を委ねます。